

JHF 理事会議事録

日 時： 2021年3月10日(水) 13:00～16:30

場 所： JHF事務局会議室（北区中里1-1-1-301）

1. 議長・議事録作成人指名

議長： 市川 孝 議事録署名人：出席理事監事全員

2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 芦川雄一郎 内田孝也

Zoom) 市川 孝 大沢 豊 小林秀彰 殿塚裕紀 安田英二郎

【監事】 岩村浩秀

欠席【監事】 大森健一

(出席理事7名 今理事会は定足数を満たし成立した)

4. 審議事項

議長（市川理事）：審議事項の前に協議5-1 リモート総会についての説明のため、HG競技委員長でもある牟田園さんが参加しているので、最初にお願いします。

協議5-1 リモート総会について

牟田園委員長より6月JHF通常総会について、コロナの影響もあること、経費削減も考慮して、オンライン総会についての提案説明があった。

小林副会長：議案に賛成の場合は、画面挙手でも電子投票になりますか？

牟田園委員長：オンライン総会の場合は、アクションマークで代用出来ると考えています。

議長（市川監事）：通常総会と同じです。出席は実参加とリモート参加。議決権行使、委任状は取ります。説明にあったように電子投票は定款変更が必要です。

牟田園委員長：役員選任については役員選任実行委員会にも確認して進めます。

内田会長：異議はないが、法律上、文書総会は認められているが、リモート総会は許可されていない。昨年5月の内閣府からの通知で、コロナにより今だけリモートでもよいとなっているだけである。法律に反すると思う。

牟田園委員長：バーチャルだけの総会は正式に承認はされていないが、ハイブリッド総会に関しては大丈夫との認識です。

殿塚理事：解釈の問題は時間がかかる。リモート総会準備を進めることで決を取ることでいかがですか。

議長（市川理事）：公益法人協会相談部に確認したが、コロナ前でもリモート総会している公益法人はあり、問題ないとのこと。議決権行使および委任状は文書で取る。決議は電子投票ではなく挙手か発声になる。他の公益法人の面倒も見ている監事にご説明をお願いしたい。

岩村監事：実態を見ると、昨年参加した法人の総会はほぼハイブリッドだった。理事会はハイブリッドで賛否を取っているが、総会では基本は議決権行使を使っている。会議では、その場で確実に話を聞いた上で判断が必要だが、ウェブだとトイレ等で席を外すケース等の担保が出来ない。

総会の基本は議決権行使です。事前資料が出ているので、決議についてはその形が安全です。その場で議決が必要になった場合は議長判断。法律は内閣府から資料が出ている。現段階では法律は変えていないが状況を斟酌するという言い方になっている。法律違反になるので「良い」とは書けない。

芦川理事：公益法人協会相談室のウェブサイトで「法人のコロナウイルスの今後の運営について」を見ると、電磁的なことは総会毎に理事会の議決が必要とは書いてあるが、特に問題は指摘されていない。ハイブリッドも可能という考え方になっている。

議長（市川理事）：内閣府に私が確認を取りますが、ハイブリッド総会で準備を進めることで決を取ります。

内田会長：私は決めればそういう方向で認めるが、コロナの状況だからこうするのか、未来永劫こう変えるのかを考えて欲しい。他の人は法律順守について意見はないのか。

議長（市川理事）：今はその議論ではないので、今年の総会をハイブリッド総会で準備を進めることで決を取ります。

岩村監事：協議事項なので審議事項にするのであれば、まず審議事項にする旨決議してください。

議長（市川理事）：「協議5-1 リモート総会について」を審議事項にすることで決を取ります。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】

賛成： 芦川、内田、大沢、小林、殿塚、安田

協議5-1 「リモート総会について」を審議事項とすることで可決された。

議長（市川理事）：今年についてはハイブリッド型のリモート総会の準備を進めること、付帯事項としては私が内閣府の担当官に確認を取ることによって決を取ります。

内田会長：内閣府でダメだったらどうするか？それで決議を取るのですか？

議長（市川理事）：準備を進め、また理事会に諮るということで決を取ります。

採決の結果、【賛成5 反対0 棄権1】

賛成： 芦川、大沢、小林、殿塚、安田

棄権： 内田

2021 JHF 総会のリモート総会の準備を進めることで可決された。

(*3月11日に市川理事から内閣府に確認をして、リモート総会は可能との確認を得た。)

審議事項4-1 2021年度事業計画の承認について

安田副会長から事業方針の説明があり協議した。

小林副会長：会費値上げに伴って、会員サービスの向上を目指す、経費節減を図る旨付け加えたらどうか。

安田副会長：会員サービスは何かを聞かれたらどうするのか。

芦川理事：不要だと思う。最後の行の「死亡事故0」は「重大事故0」へ。

議長（市川理事）：会費値上げの理由で「なお、フライヤー会員の減少のため」を追加する。委員会毎の事業計画等は事前に配布しており、確認済みとしますので、決を取ります。

内田会長：何年か定型で入れていて、やっていない事項なら消すべき。総会のオンライン化は牟田園さんがボランティアでやってくれた。

芦川理事：オンライン化は事務局担当理事として検討している。

議長（市川理事）：そもそも牟田園さんはボランティアではなく有償です。事業方針で一部追記を入れたもので決を取ります。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】

賛成： 芦川、内田、大沢、小林、殿塚、安田

2021年度事業計画は一部修正をして決定した。

審議事項4-2 2021年度予算の承認について

小林副会長：システム補修でかなりの金額がかかると一度は否決されたがやりたいと考えている。会員サービスの向上にもなる。それを行えば人件費が格段に減る。繰越金にするよりシステム補修費で大きな金額を積みたい。

議長（市川理事）：理事会で承認されていない事業の計画について、予算に盛り込むように言われているが、事業計画として理事会承認を受けてから予算を取るのが法人運営の手順です。会員からお預かりした会費なのですから。

小林副会長：それなら提案を作るので予算の決議は待っていただきたい。

議長（市川理事）：新年度予算は来月スタートで、3月中に内閣府へ事業計画と予算書を出しておかないといけない。

芦川理事：この理事会は予算折衝の場ではない。具体的に修正予算案は出ていませんよね。

議長（市川理事）：予算書については監事のご意見もお願いします。

岩村監事：収支相償は、内閣府の見解によると、本来は公益事業についてはマイナスでなくてはならないというルールだが、今期は斟酌する文書が出ているので、あまり気にしなくてよいと思う。コロナの影響で、他の団体も未消化事業が多い。会費を取っていけば大幅なプラスは仕方ない。小林副会長からの繰越金があるからというのは違う。基金取崩しの効果で、決算予測でも実態としては単年度ではマイナス200万円以上である。

芦川理事：総会オンライン化の費用見込みは入っていませんね。

内田会長：総会費用に正会員交通費を入れているので、リモート総会になった場合は交通費が減額されリモート費用にかけることになる。

大沢理事：ハング、パラ教本の改訂に関する印刷、編集費用等はどれを見ればいいのか。

内田会長：印刷費は事務局印刷費、出版費は30万円入れている。パラの教本は今年度中に出る。

大沢理事：ハング教本の編集費は30万円ですか？

内田会長：予算組んだら全部出すという考え方は止めて欲しい。これまでも足りなければ出すということはしてきた。

大沢理事：写真等で協力してくれている人にはきちんと出したい。編集費も払ったら不足しないかという質問です。

岩村監事：予算なのでハングに対してどれくらい払わないといけないか、とりあえず30万円に会長がしたと思う。足りないのであればご意見を。教本出版積立金はあるので、それを原資に支払可能である。

大沢理事：編集や執筆、写真等協力した方にきちんと出してもらえるのであれば問題ない。

殿塚理事：上級タンDEM検定の予算が少ないのはどうしてか。

内田会長：委員長会議で委員会から来年度は2回のみ、再検定は1回の開催となっているためです。ちなみに、予算はフライヤー会費を値上げしたことで、来年度会員更新者は15%減る予算にしてある。

議長（市川理事）：予算書について決を取ります。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】

賛成： 芦川、内田、大沢、小林、殿塚、安田

2021年度予算案が可決された。

審議事項4-3 2021HGシリーズルール一部改訂について

大沢理事より2021年ハンググライディングシリーズルールの一部改訂の説明があった。

芦川理事：フライトコンテストの申請が1月1週目迄となっているが、日付で決めた方がよい。

大沢理事：競技委員会には1月7日までにするようにアドバイスします。

内田会長：改訂について、どうして理事会マターになったのか。パラは理事会を大事に考えているから、今まで競技委員会から提出があった。

小林副会長：細則であれば理事会は関わらなくて良いが、規程は理事会承認が必要である。

大沢理事：前から言っていたのですが委員長が変わったので、今後はルールに基づき理事会に提出します。

内田会長：何のルールか、納得出来ません。

議長（市川理事）：2021HGシリーズルール一部改訂について決を取ります。

採決の結果、【賛成5 反対0 棄権1】

賛成： 芦川、大沢、小林、殿塚、安田

棄権： 内田

2021HGシリーズルールの一部改訂が可決された。

5. 協議事項

協議5-2 教員、助教員、上級タンデムを有する会員の氏名公開の根拠について

小林副会長から、JHFウェブに掲載している都道府県連盟一覧、教員助教員リスト、上級タンデム資格者リスト等への個人名掲載について、関連する「JHFおよび都道府県連盟のプライバシーポリシー規約」を一部改訂してはどうかと提案があり協議した。

議長（市川理事）：個人名を公開するのは社会通念上行われていないが、意味があるか。法律上、社会通念上のご意見を安田副会長お願いします。

安田副会長：教員、助教員、上級タンデムは本人のプライバシーもあるが、講習を受ける側からは資格があるか確認したいので、公的な資格保持者と考える。

小林副会長：規約の中で「会員またはJHFの権利の確保のために必要であると理事会が判断した場合」とあり、JHFの権利の確保と考えてよいか。

殿塚理事：現規約の「会員またはJHFの権利」とあるので、講習を受ける会員側には教員等の資格確認が出来る点において、氏名公表は問題がないと考える。

議長（市川理事）：特段問題が起きている訳ではなく、社会通念上も問題ないのであれば議論して変えなくてもよいと思うがどうか？

芦川理事：氏名を消して欲しいと連絡があれば事務局が削除している。ない場合は現状でよい。

内田会長：根本的にプライバシーポリシーは、制定時の政府の雛形に基づいて各都道府県連盟にも同じものをきちんと守るようにと総会で制定した。政府が公表したものが変わったのか？

小林副会長：現規約で解釈が出来るのか相談しています。リストを出さないでくれと言われてい

る訳ではありません。

議長（市川理事）：プライバシーポリシーが法改正により変更が必要かは、小林副会長が確認をして制度委員会に相談をしてください。氏名公表に問題あるかどうか、監事はいかがですか？

岩村監事：報道機関、著述関係で除外されるのは別途法律で定められている。弁護士や公認会計士データベース等も一般に対して氏名を出している。教員等については法律で規定されているものには入っていないので、出さないで欲しいという場合は削除だが、業として行っている方が基本なので、連盟として任意で提供することは、間違えてはいないと考えます。

安田副会長：都道府県連盟事務局が個人名で出している連盟もあるので、出す範囲を見直して欲しい。

議長（市川理事）：法改正により合わなくなったところがあるかは、小林副会長から制度委員会にも確認をお願いします。都道府県連盟の個人の住所、電話番号が入っているのは問題ではないか、という安田副会長の提案の件はどうするか。

芦川理事：事務局に削除要請があったところは、削除しているので問題ないと思う。

議長（市川理事）：会員が県連に連絡をしたい場合は、JHFウェブサイトから電話番号も分かるので会員サービスとなっている。内田会長から出た事務局員規定の労基法については素人ではなく社労士に依頼しますか？

岩村監事：本気で考えて必要であればそうなる。

内田会長：法律が変わったら規則を直すべきだが、素人が無理と言うのはおかしい。法律を読んでおかしいところはダメと言えるはず。それをやってこなかったのは私に責任がある。金をかけて社労士に頼むのではなく自助努力をするべきだ。私が何とかします。

議長（市川理事）：では内田会長をお願いします。

協議5-3 PG・HG技能証規程改訂の概要説明

小林副会長から、PG・HG教本改訂について新旧対照表による説明があった。また制度委員長からの下記指摘もあり、対策を協議した。

- ・HG技能証規程でC級パイロット技能証からノービスパイロット技能証への改訂は、教本発行に合わせて2020年10月1日の規程改正と施行日を予定していた。教本の発行が遅れたこと、進み具合で施行日を変える確認が理事会で出来ていなかった。

- ・PG教本改訂版も発行が遅れ、在庫切れもあり今年度中として発行を急いだが、技能証課程の変更があり技能証規程の変更も取り入れる必要であるが、制度委員会との連携が出来ていなかった。

内田会長：理事会が中身まで見ないと、大枠で変えるのを承認するのは以前おかしいと言った。今は逆の立場で、教本は直したものが出ることを理事会が理解していればよい。中身を見ないで承認をするのはおかしいが、新旧対照表を了解すればよい。

小林副会長：制度委員会が確認する必要はないのか。

芦川理事：制度委員会が技能証規程を改訂して理事会承認を得たいのは分かったが、途中段階ではなく完成版で理事会に出してください。

殿塚理事：制度委員会に技能証規程の確認を得て教本が出る。理事会としては技能証規程の最終決定が必要という流れの確認ですね。急ぎでもあり、最終版については文書理事会をお願いします。

議長（市川理事）：制度委員長から意見が出ていました。私も制度委員会担当理事ですが、先般の委員長会議には出席していないので中身が分かりません。制度委員会担当理事として殿塚理事

から説明をお願いします。

殿塚理事：教員スクール事業委員会が、PG教本改訂で教習内容も刷新して3月中に頒布開始を進めている。規程を変更して教本に載せるにあたり、変更内容等が制度委員会と連携が出来ていなかった。

小林副会長：もう1点あります。HG教本改訂により10月にはハングNP証も発行することになっていたが教本が発行出来ていない。委員長会議の場でこれが発覚した。NP証発行が遅れることになるため文書を制度委員長に依頼したが、本来は理事会の責任なので理事会が文書を作成すべきと言われた。私の責任です。制度委員長からは情報共有が出来ていなかったことについて理事会に対して改善策の提案もあったので、理事会で確認をして委員会へ返答します。

殿塚理事：コロナの影響もあって、理事会の開催間隔も長くなり、コミュニケーションを取る頻度が下がっている状況で、小さいことも含め共有すべきことに漏れがあった現状だと思う。現状はメールで連絡しているが、提案としてはチャットツールのようなもので連携を取ればよいと考えます。

小林副会長：LINE等で細かいことは流すイメージですか？現在は教員スクール事業委員会がLINEとメールと合わせているので有効と思う。

岩村監事：担当理事が情報共有して全体に上げるのにグループLINEはよい。それ以前に理事会内部で議論し確定したことが、次の理事会で報告がないのが問題である。制度委員長から出してもらったように、理事会開催では最初に前回理事会議事録の承認をもらい、終わっていない部分の議論をして次の議事に入る。それにより本来理事会で決めて忘れられて抜けることは防げる。前回理事会の承認、確認が必要である。委員会は複数の担当理事がいるので情報統一、誰かが分かかって終わるのは問題である。やり方の検討は必要です。

議長（市川理事）：理事が言ったきりで結果がないことが問題で、以前は会長が仕切って出来ていたのかも知れない。内田会長はご意見どうですか。

内田会長：小林さん、謝って済む問題ではない。

小林副会長：私の責任です、理事をやめろと言われれば責任取って辞めます。

内田会長：なら、お辞めになった方がよい。今いる理事は全員辞めた方がよい。JHFの中で委員会がちゃんと動けていない、横の連携が出来ていない。担当理事は何をしているのか。

議長（市川理事）：根本的な問題があるので、それぞれ責任を取る体制を取る。現実的には教本の発行をきちんとするのが課題で、HGのNP証を発行出来ていないということは理事会に話がなかった。全理事で対応していきたい。

小林副会長：情報の共有、理事の責任感の問題、至らなかったのが現実なので、考える人が複数いると楽になる。今後は情報共有が重要である。担当理事だけでなく、全てのメールの情報を受け取れる環境で情報を共有したい。本音でJHFの将来を話し合える場は欲しい。

殿塚理事：実務的にやらなければならないことは、スケジュールを組んでこなす。監事からご指摘あったように理事会の時には議事録、課題の確認を必ず取る、担当理事の間で情報共有を確実にすることで、今後の対応をしていければと思います。

安田副会長：HGの規程の10月1日の件は教本の確認が出来ていなかったもので、これからは忘れないように考える。PGの教本については印刷スケジュールが先に決まっていたことが問題で、原因の究明と再発の防止。制度委員長の提案も踏まえてやっていく必要があると思う。

大沢理事：忘れないようにメモをしても忘れることがあるので、今後の処理をうまくするように努力します。

議長（市川理事）：監事の言われたことを踏まえて、次回からはきちんとやりましょう。

小林副会長：制度委員長には、理事会から正式に改善方法を出すために文書化します。

内田会長：制度委員長に責任転化はおかしい。議論の結果は何もなく委員会には出せない。

小林副会長：先ほどから皆様から出た意見で案を作ります。

殿塚理事：制度委員長から提案の議事録確認を確実にする、担当理事の連携をもっと密にすることを盛り込んでください。

岩村監事：議事録の確認をするのであれば、次回の理事会の日程を事前に組むべきです。上程事項は1週間前に上げてもらう、前回の議事録案もそれまでには出す。

事務局：5月20日には総会資料を正会員の皆様へ配信するため、遅くとも5月初旬頃にはお願いしたい。

議長（市川理事）：次の理事会は5月12日（水）予定。議長は大沢理事でお願いします。

協議5-4 会費値上げに伴う会費削減策と会員サービス向上の検討

小林副会長：これは次回に持ち越しでお願いします。

6. 報告事項について

下記が報告された。

6-1 フライヤー会員登録・技能証発行実績

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。（出席理事）
理事

芦川雄一郎 印

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

小林秀彰 印

殿塚裕紀 印

安田英二郎 印

監事

岩村浩秀 印